

平成26年7月23日

北栄町 地域整備課

○合併浄化槽使用料の軽減・減額について

合併浄化槽の生物処理に必要な送風機は各戸の電気を使用しており、条例により電気代相当分として使用料の軽減・減額をすることとしています。

このたび、その軽減・減額の方法について改正前の町条例に則していなかったことがわかったため、さかのぼってお返します。

算定誤りの期間は、平成18年度11月分から平成25年度3月分まで、平成26年4月以降は条例改正により算定誤りはありません。

平成26年度より料金システムを新しくしたため、過去のデータとの照合作業により誤りを発見しました。

●これまでの算出方法

… 税込みの額からの減額

超過料金(税込み)から減免額を減じ、その結果が0より大きかった場合は基本料金(税込み)と合計し、0以下の場合は基本料金(税込み)とした。

●条例に則した算出方法

… 税抜き額からの減額

超過料金(税抜き)から減免額を減じ、その結果が0より大きかった場合は基本料金(税抜き)と合計してその消費税を算出・合算し、0以下の場合は基本料金(税込み)とする。

【例】 7人槽で2ヶ月分の使用水量が43m³の場合 (H26年3月分)

減免額	2,600円(2ヶ月分)
基本料金	(税抜き)2,700円、(税込み)2,835円
超過料金/m ³	(税抜き)170円、(税込み)178.5円
	※超過水量は23m ³ となり、(税抜き)3,910円 (税込み)4,105円
消費税	5パーセント

<実施例>

減免額減算 4,105円-2,600円=1,505円

使用料計算 2,835円+1,505円=4,340円

⇒ (内訳) { 基本 2,700円
超過 1,433円
税 207円

<条例の例>

減免額減算 3,910円-2,600円=1,310円

税抜き合計 2,700円+1,310円=4,010円

消費税合算 4,010円×1.05=4,210円

(△130)

⇒ (内訳) { 基本 2,700円
超過 1,310円 (△123)
税 200円 (△7)

＜還付する金額＞(5年間さかのぼって還付)

町設置型合併浄化槽利用者	50世帯
算定誤りのあった利用者	46世帯
算定誤りの件数	982件(一世帯1件～29件)
還付金額	127,745円(一世帯130～4,060円)
還付時期	平成26年8月(予定)

【北栄町合併浄化槽の設置及び管理に関する条例】(平成26年3月31日まで運用)

(使用料の額)

第18条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表により算出して得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

別表(第18条関係)

基本料金		超過料金	
使用水量	料金	使用水量	料金
20m ³ まで	2,835円	20m ³ を超える場合	1m ³ につき 178.5円

※料金は 消費税込額になっている

(使用料の軽減または免除)

第19条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を軽減し、または免除することができる。
2 町長は、前条第1項で算出した使用料の額(100分の105を乗ずる前の額)から、使用する施設の電気料金相当額として別に定める金額を減額することができる。

【北栄町合併浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則】

(使用料の減額)

第14条 条例第19条第2項の規定により減額する使用料の額は、次のとおりとする。

施設の規模	減免する使用料の額(月額)
5～6人槽	1,200円
7～9人槽	1,300円
10人槽以上	1,400円

- 2 前項による減額は、条例第18条別表の超過料金から減じるものとし、減額すべき額が超過料金を上回るときは、超過料金のみを減額するものとする。

【北栄町合併浄化槽の設置及び管理に関する条例】(平成26年1月1日改正 平成26年4月1日より運用)

(使用料の額)

第18条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表により算出して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

別表(第18条関係)

基本料金		超過料金	
使用水量	料金	使用水量	料金
20m ³ まで	2,910円	20m ³ を超える場合	1m ³ につき 195円

※料金は 消費税抜き額になっている

(使用料の軽減または免除)

第19条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を軽減し、または免除することができる。
2 町長は、前条第1項で算出した使用料の額から、使用する施設の電気料金相当額として別に定める金額を減額することができる。